ロ　周辺視野角度（Ⅰ／四視標による。）の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／二視標による。）が二八度以下のもの

ハ　両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの

二～五　（略）

別表第三（第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）

一　次に掲げる視覚障害で永続するもの イ　視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）が〇・〇四以上〇・〇七以下のもの（視力の良い方の眼の視力が〇・〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものを除く。） ロ　視力の良い方の眼の視力が〇・〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ハ　周辺視野角度（Ⅰ／四視標による。）の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／二視標による。）が五六度以下のもの ニ　両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
二～七　（略）

ロ　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が九五パーセント以上のもの

（新設）

二～五　（略）

別表第三（第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）

一　次に掲げる視覚障害で永続するもの イ　両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力によつて測つたものをいう。）の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの ロ　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が九〇パーセント以上のもの
（新設）
二～七　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前に交付された身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条に規定する身体障害者手帳に記載されている障害の級別については、当分の間、この省令による改正後の身体障害者福祉法施行規則別表第五号に掲げる障害の級別に該当するものとみなすことができる。

（雇用対策法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した雇用対策法施行規則（以下この条において「雇対則」という。）第二条第二項の規定による訓練手当の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に開始した雇対則第三条第六項の規定による求職活動関係役務利用費の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に開始した雇対則第五条第一項の規定による職場適応訓練費の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に行った雇入れに係る雇対則第六条の二第一項の規定による特定求職者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に行った雇入れに係る雇用保険法施行規則第百十条の規定による特定求職者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八第一項及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第六項の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信